

認可地縁団体の手引き

新発田市

市民まちづくり支援課

～目次～



1 制度の概要

- (1) はじめに 1
- (2) 地縁による団体とは 2
- (3) 認可の要件 2
- (4) 認可地縁団体になることのメリットと義務 3

2 認可申請の手続き

- (1) 認可を受ける前にしておくこと 5
- (2) 認可申請の流れ 6
- (3) 認可申請に必要な書類 7、8

3 設立後にまず行う手続き

- (1) 認可地縁団体の印鑑登録 9
- (2) 印鑑登録証明書の交付 10
- (3) 告示事項証明書（団体証明）の交付 10
- (4) 不動産の登記 11
- (5) 税関係の手続き 11

4 認可後の運営

- (1) 認可地縁団体の性質を理解しましょう 12、13
- (2) 認可地縁団体にかかる税金 14

5 各種変更に伴う手続き

- (1) 告示事項の変更 15
- (2) 規約の変更手続き 16
- (3) 印鑑登録の廃止と変更の手続き 17

6 所有する不動産にかかる登記の特例制度

- (1) 特例制度とは 18
- (2) 手続きについて 18~22

7 認可の取消、法人の解散

- (1) 認可の取消 23
- (2) 認可地縁団体の解散 23~25

8 Q & A 26~28

巻末資料

1 制度の概要

- (1) はじめに
 - (2) 地縁による団体とは
 - (3) 認可の要件
 - (4) 認可地縁団体になることのメリットと義務
- 【お知らせ】法律改正のポイント

(1) はじめに

この手引きでは、法人格を取得して「認可地縁団体」となり、運営していくうえで必要な手続きなどを紹介します。

町内会等が法人格を取得することで、地域的な共同作業を行うための不動産または不動産に関する権利を保有できるようになります。

「地域的な共同活動のための不動産または不動産に関する権利」は、具体的には次の通りです。

- ①不動産登記法第3条各号に掲げる登記することができる権利（土地、建物の所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、貸借権、碎石権）
- ②立木の所有権、抵当権
- ③登録を要する金融資産（国債、地方債、社債）
- ④地域的な共同活動に資する資産で登録を要する資産（例えば、地縁による団体が地域社会の維持形成のため、当該区域において実施する除雪のための車両、福祉の用に供する車両またはパトロールの用に供する車両や船舶等）



新発田市には300を超える自治会・町内会があり、そのうち半数以上の団体が、認可地縁団体となっています。

(2) 地縁による団体とは

地縁による団体（＝自治会、町内会などの団体）は任意の団体であり、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（法第260条の2第1項）と定義されています。

市の認可・告示を受け、法人格を得た地縁による団体を「認可地縁団体」といいます。

認可地縁団体には性別や年齢、国籍などの条件がなく、区域に住所を有する人は誰でも会員になることができます。

ただし、以下のようなケースは申請することはできません。

申請できない例	申請対象外となる理由
スポーツ、文化活動、市民活動、ボランティア活動団体など	特定の目的だけを行う団体であり、地縁による団体ではないため
青年会、婦人会、老人会、商店街、営農組織など	住所以外に性別や年齢、職業などが加入の要件となる団体で、地縁による団体ではないため
マンションの管理組合など	区分所有者であることが加入の要件であり、貸借人が加入できないなど、住民全員が加入することができないため

(3) 認可の要件

認可を受けるには、下記の4つの要件を満たす必要があります。

認可後にこれらの要件を満たさなくなった場合は、認可取り消しとなるのでご注意ください。

項目	要件	補足説明
目的	一般的な自治会の活動として、住民相互の連絡、環境の整備、防災・防犯、集会施設の維持管理など、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、 実際に行っていること 。	地域的な活動とは、清掃・美化活動、防災・防犯活動、集会所の管理運営や親睦旅行などの、一般的な活動のことです。特定の分野を目的とした活動は該当しません。
区域	自治会の区域が客観的に明らかで、この区域で相当の期間にわたって存続していること。	河川・道路等で区域が画されているなど、容易に区域・範囲がわかる状態であるという意味です。他の自治会と区域が重なったり、境界が不明瞭であってははいけません。
構成員	区域内の全住民に構成員となる資格があり、実際に相当数の住民が加入していること。	新発田市では「相当数」＝「その区域の全住民の8割以上」としています。世帯を単位とすることは認められず、また区域に住所があること以外に、年齢・性別・国籍等の条件を付けてはいけません。
規約	法に定める事項をすべて含む規約を定めていること。	7ページ及び巻末②を参照。

(4) 認可地縁団体になることのメリットと義務

【メリット】

- 明確な「法人組織」となることで、活動や組織に対する信頼性、信用性が向上します。
- 規約に定める目的の範囲内で権利能力を持ちます。法人名で様々な契約行為や取引、財産の取得、管理、登記などが行えるようになります。
- 法人として保有している財産などは、そのまま法人に継続されます。
- コミュニティセンター助成事業（※）で、集会施設の建て替えや改修をするために補助事業を利用することができます。
※（一財）自治総合センターが、毎年、宝くじの社会貢献広報事業として実施しているものです。詳しくは、市民まちづくり支援課へお問い合わせください。
- 実質的に自治会が占有している不動産であって、登記名義人や相続人の一部の所在が知れない場合は、市役所に申請して一定期間公示することで、認可地縁団体名義で所有権の移転ができる特例制度が活用できます（17ページに掲載。詳しくは、市民まちづくり支援課へお問い合わせください）

認可の有無にかかわらず、地縁による団体の原則は「住民の自発的意思に基づく任意団体」ですが、認可を受け法人格を取得することで、より明確な法的位置づけが発生します。登記や契約をはじめとする法律行為の主体となる「権利能力」を有するとともに、下記のような「義務」が発生することを、団体の構成員全員が正しく理解しておく必要があります。



【義務】

地方自治法の規定による運営の義務	<ul style="list-style-type: none">● 認可を受けて、市役所の監督下に置かれることはありません。従来同様に、住民相互の自主的な活動が必要です。● 正当な理由なく、住民の加入を拒むことはできません。また、構成員に対する不当な差別をしてはいけません。● 特定の政党のために政治的な活動をすることはできません。● 毎年度終了時に財産目録を作成し、事務所への備え置きが義務付けられます。● 構成員名簿を備え置きし、変更の都度更新が義務付けられます。● 年に1回の通常総会の開催が義務付けられます。 …など
納税の義務	法人として納税の義務を負います。（減免となる場合あり）
各種手続きの義務	<ul style="list-style-type: none">● 告示事項（代表者や事務所など）に変更があった場合は、市へ届け出なければなりません。● 規約の変更は市町村長の許可を受けなければ効力を発揮しません。 …など

【お知らせ】法律改正のポイント

地方自治法改正のため、認可地縁団体制度が変わります。

地方自治法の一部改正により、認可地縁団体制度が以下のとおり見直されます。

● 書面又は電磁的方法による決議の規定が創設されました。（令和4年8月20日施行）

（1）本来であれば、総会において決議すべき事項について、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことについて、構成員全員の承諾があるとき（※）は、総会を開催せずに決議事項についての賛否を問い、書面又は電磁的方法による決議を行うことができます。なお、この場合には通常どおりの決議要件（構成員の4分の3以上）が適用されます。

書面又は電磁的方法による決議を行うことについて、一人でも反対がいれば、通常どおり総会を開催する必要があります。

（2）本来であれば、総会において決議すべき事項について、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があり、当該決議事項について構成員全員の賛成の意思が確認できた場合は、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなされます。

【電磁的方法の例】

- ・電子メールによる送信
- ・ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決
- ・情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法

● 認可地縁団体の解散に伴う清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告の回数が見直されました（令和4年8月20日施行）

認可地縁団体が解散したときの清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告について、その回数が3回以上から1回に変更となりました。

● 認可地縁団体同士の合併の規定が創設されます（令和5年4月1日施行）

認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるようになります。

2 認可申請の手続き

- (1) 認可を受ける前にしておくこと
- (2) 認可申請の流れ
- (3) 認可申請に必要な書類

(1) 認可を受ける前にしておくこと

手続きをスムーズにするため、まずは下記の準備をしておくことをお勧めします。

- 地縁団体の法人化を申請することについて、事前に自治会内で意思確認を行う。
- 自治会の名義で登記をしようとしている集会施設や土地がある場合は、その所有者を確認し、現在登記簿上の所有者となっている方から、自治会への所有権の移転について承諾をしていただく。不動産登記に係る経費（登録免許税、登記手数料）など必要となる費用について確認する。なお、登記事項証明書は法務局で取得できます。

認可地縁団体が一定期間所有（占有）していた不動産で、登記名義人やその相続人のすべてまたは一部の所在が知れない場合、一定の手続きを経ることで認可地縁団体への所有権移転の登記をできるようにする特例制度があります。

→詳しくは、17ページの「所有する不動産にかかる登記の特例」をご覧ください。



(2) 許可申請の流れ

必要書類など、詳細については、事前に市民まちづくり支援課へご相談ください。

流れ	内容
<p>事前相談 ↓ 事前準備 ↓ 住民説明 ↓ 規約作成 (市へ相談) ↓ 設立総会</p>	認可地縁団体の申請意向が固まったら、市民まちづくり支援課へ事前相談
	所有（予定）不動産がある場合は所有者を把握し、登記関係者から変更の同意を得ておく
	住民に対し事前説明（総会等を開催） ①認可地縁団体申請についての説明 ②入会申込書（巻末④参照）についての説明
	※申請の際に、区域内住民（子どもから高齢者まで）の会員名簿が必要になるため、入会申込書への署名のお願いをする。 ※住民の方にきちんと理解してもらうことが大切なので、総会等に欠席した方にも、十分に周知してください。
	7ページ及び巻末②を参照。 内容については、市民まちづくり支援課へご相談ください。
<p>住民に対し、認可地縁団体の設立総会を開催 ※この総会では、申請時現在の団体の規定に基づいた総会の招集方法となります。役員会や班長会等の省略された会議での議決は無効です。また、議事録の作成が必要です。 下記の5点の申請内容の承認が必要となります。</p> <p>(1) 認可申請をすることについて (2) 規約の確定 (3) 構成員の確定 (4) 資産の確定（保有（予定）の資産がなくても申請可能です） (5) 代表者の決定</p>	
市へ書類提出	申請書類の作成・提出（必要な書類は6ページをご覧ください）
	市による審査、告示
認可	市から認可通知が代表者宛てに送付されます。

(3) 認可申請に必要な書類

書類や内容の不備がある場合は認可できませんので、わからないことなどはそのままにせず、市民まちづくり支援課へご相談ください。

提出書類一式

申請書類		留意事項
1	認可申請書	申請人は代表者になります（巻末①参照）。
2	規約	認可要件を満たす内容のもの（巻末②参照）
3	認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類	以下の事項が記載された総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名、押印が必要です（巻末③参照）。 （1）認可申請をすることの承認 （2）規約の確定 （3）構成員の確定 （4）資産の確定（保有（予定）の資産がなくても申請可能） （5）代表者の決定（申請書に記載の代表者が選出されていること）
4	構成員の名簿	構成員（会員）全員の氏名・住所を記載したもの（巻末⑤参照）。 世帯単位ではなく、個人名での名簿になります。会員である場合は、年齢にかかわらず子どもも記載する必要があります。 区域内の全住民のうち8割以上が構成員（会員）になっていることが必要です。 ※名簿の日付は申請日もしくはそれ以前の日付となります。
5	区域図	自治会の区域が明確にわかる地図であれば、指定はありません。
6	地域的な共同活動を行っていることを証する書類	活動実績の報告書。事業報告書や決算書、当年度の事業計画や予算書など、具体的な活動（広く地域的な共同活動）の内容が分かる程度の記載が必要です（巻末⑥～⑧参照）。
7	申請者が代表者であることを証する書類	申請者が代表者になることを受託した承諾書の写しで、申請者の署名のあるもの（巻末⑨参照）
	代理人の有無の届け出	地方自治法第260条の8による代理人および第260条の10による特別代理人を選任される場合は提出が必要です（選任しない場合は提出不要）

規約の必須項目について

規約は、地方自治法に定める以下の事項がすべて含まれた規約であることが必要です。

必須項目	内容
1	<p>目的</p> <p>良好な地域社会の維持・形成のための地域的な共同活動を目的に定めていること（現にその活動を行っていることと認められること）。</p> <p>権利能力の範囲を明確にする程度に活動範囲をできる限り具体的に定めてください。（ただし、政治目的、営利目的を含むものについては認められません）</p>
2	<p>名称</p> <p>団体の正式名称を記載。規約の名称について特に制限はありません。</p> <p>例：「〇〇町内会規則」「××自治会規定」等</p>
3	<p>区域</p> <p>町、字、地番や住居表示により表示されることが望ましいです。河川や道路等による記載（例：〇〇町大字■のうち××川の北の区域）も可能。図ではなく表記による指定となります。</p> <p>飛び地がある場合は、地域としてのまとまりがあり、歴史的な実態としてあるのであれば認可の対象となります。</p> <p>区域は安定的に存在しているその現状によることとしており、認可にあたり新たな区域を設定したり、区域が不安定な状態にあることは望ましくありません。</p>
4	<p>事務所の所在地</p> <p>団体事務所の所在地を記載。地番による記載のほか、「代表者の自宅に置く」や「〇〇集会所に置く」といった表記が可能。</p>
5	<p>構成員の資格に関する事項</p> <p>区域内に居住するすべての個人が加入可能で、その他の加入条件を設けていないこと。</p>
6	<p>代表者に関する事項</p> <p>代表者1名の設置とその職務を定めていること。</p> <p>代表者名称は「会長」などの表記が可能。</p>
7	<p>会議に関する事項</p> <p>開催方法を定め、少なくとも年1回、通常総会を開くこと。</p>
8	<p>資産に関する事項</p> <p>団体が保有する（予定）資産の構成と管理方法を定めていること。</p>

3 認可後にまず行う手続き

- (1) 認可地縁団体の印鑑登録
- (2) 印鑑登録証明書の交付
- (3) 告示事項証明書（団体証明）の交付
- (4) 不動産の登記
- (5) 税関係の手続き

(1) 認可地縁団体の印鑑登録

印鑑登録の手続きができるのは、地縁団体の代表者等（※）となります。
窓口にお越しいただく前に、お電話で「代表者の方の氏名・住所・生年月日」をお伝えください。
（事前のご連絡がない場合、お時間がかかりますので、ご了承ください）

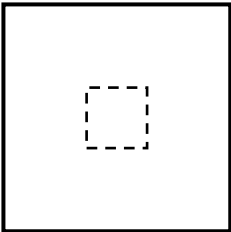
※裁判所により選任された職務代理人、地方自治法第260条の9、10、24で選任された方を含む



認可地縁団体の印鑑登録証明書はこんな時に必要になります。

- 例①…不動産の登記手続き（変更登記、表示登記、保存登記など）
- 例②…認可地縁団体で自動車や不動産を新たに取得するとき など

※ 不動産を個人名義から団体名義に所有権移転登記を行う際は、団体の印鑑登録証明書は不要です。

手続きに必要なもの		説明
	代表者個人の印鑑登録証明書	代表者個人の印鑑登録カードを持参ください。 窓口にお越しいただく前に、お電話で「代表者の方の氏名・住所・生年月日」をお伝えください。
1	認可地縁団体印鑑登録申請書	巻末⑩参照。
2	認可地縁団体の印鑑（自治会の印鑑。会長印でも可） ※以下の印鑑は登録できません。 ・ゴム印その他の変形しやすいもの ・印影の大きさが8mm四方より小さいもの ・印影の大きさが30mm四方より大きいもの ・印影が鮮明に写らないもの ・その他適当でないもの	破線より大きく、太線内におさまるサイズの印鑑のみ登録可能です。 
3	認可地縁団体の代表者個人の登録印鑑	市に印鑑登録してあるもの
4	代表者本人が確認できる身分証明書	運転免許証など写真付きのもの

(2) 印鑑登録証明書の交付

証明書の申請は代表者本人等（※）による申請が必要です。手数料は一通につき300円です。

※裁判所により選任された職務代理人、地方自治法第260条の9、10、24で選任された方を含む

手続きに必要なもの		説明
1	認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	巻末⑪参照。
2	登録してある認可地縁団体の印鑑	8ページで登録したもの。
3	交付手数料300円／1通につき	
4	代表者本人が確認できる身分証明書	運転免許証など写真付きのもの

(3) 告示事項証明書(団体証明)の交付

認可地縁団体は、市長の告示に基づいて認可された法人であることを証する証明書(地縁団体台帳の写し)の交付を受けることができます。どなたでも申請できます。

認可地縁団体の告示事項証明書(団体証明)は、不動産の登記や銀行口座の開設などで必要になる場合があります。

どなたでも請求いただけますが、申請書に事務所の所在地の記入欄があるため、事前に事務所の所在地をご確認ください。



手続きに必要なもの		説明
窓口請求	1 認可地縁団体証明交付申請書	巻末⑫参照。
	2 交付手数料300円／1通につき	発行手続きに時間を要しますので、できるだけ事前
郵送請求	以下のすべてを同封のうえ、市民まちづくり支援課宛てに送付ください。 必要書類等が揃わないが場合、交付できませんので、ご了承ください。	
	1 認可地縁団体証明交付申請書	巻末⑫参照。
	2 交付手数料300円×通数分の「定額小為替」「現金書留」「普通為替」のいずれか	必ず、お釣りのないようお願いします。 手数料は依頼者負担となります。
	3 証明書の送付先宛名を記載した返信用封筒	
4 返信用切手	団体によって証明書の枚数が異なるため、切手代も異なります。事前にお電話いただければ、切手代の目安をお伝えします。 ※未使用となった切手は証明書と一緒に返却します。	

(4) 不動産の登記

不動産を新しく登記する場合や名義を変更する場合には、法務局での手続きが必要です。登記に関しては、法務局へお問い合わせください。

【申請に必要なもの】

●告示事項証明書（団体証明）

市民まちづくり支援課で発行します。詳しくは9ページをご覧ください

【登記事項に変更があった場合】

具体的には、以下の2つを指します。

●登記した保有不動産の増減

●登記名義人の変更（町内会等の名称及び主たる事務所の変更）

（※代表者の変更やその他の事項は登記事項ではありません）

新潟地方法務局新発田支局 新富町1-1-20（☎24-7101）

(5) 税関係の手続き

認可を受けた地縁団体は、税関係の下記の手続きを速やかに行う必要があります。手続きは、収益事業を行う場合と行わない場合によって、異なります。

手続きの詳細や必要なもの等については、それぞれ下記までお問い合わせください。

※税関係の詳細は、13ページも併せてご覧ください。

手続き先・問い合わせ先	必要な手続き	
	収益事業を行わない	収益事業を行う
新発田税務署 諏訪町1-1-2-24 ☎22-3161	原則不要 (収益事業を行わなくとも、消費税や源泉所得税について手続きが必要な場合があります)	法人設立の届出等 収益事業開始の届出 消費税または源泉所得税関係の届出 (必要に応じて)
新発田市税務課 市本庁舎3階 ☎28-9321	法人設立の届出 (添付書類)・認可通知書の写し ・規約の写し	
新発田地域振興局県税部 新発田市豊町3-3-2 ☎26-9024	法人県民税の減免対象となります。 認可された年の翌春(4月頃)にお知らせが届きますので、手続きをしてく	法人県民税・事業税の申告と納付が必要です。認可された年の翌春(4月頃)にお知らせが届きますので、手続きをしてください。

4 認可後の運営

- (1) 認可地縁団体の性質を理解しましょう
- (2) 認可地縁団体にかかる税金

(1) 認可地縁団体の性質を理解しましょう

認可を受け法人格を取得することで、より明確な法的位置づけが発生します。規約に基づいた運営を行うとともに、以下の事項に注意してください。

①団体の独立性（法第260条の2第6項）

認可により行政機関の一部となることや、市の監督下に置かれることはありません。認可の有無にかかわらず、「住民の自発的意思に基づく団体」です。

②構成員について（法第260条の2第7項～8項）

- 正当な理由なく、住民の加入を拒むことはできません。また、構成員に対する不当な差別扱いも禁止されています。
- 構成員は世帯でとらえることはできず、区域に住所を有する個人であり、国籍、年齢、性別等の条件は付せないこととされています。

③政治的中立（法第260条の2第9項）

認可地縁団体を特定政党のために利用することは禁止されています。

④常備すべき書類

- 財産目録の作成と据え置き義務（法第260条の4第1項）
認可申請時と年度終了後に財産目録を作成し、常に事務所に据え置いてください。
- 構成員名簿の作成と据え置き（法第260条の4第2項）
構成員名簿を据え置き、構成員の変更（入会・退会）があるごとに更新しなければなりません。

⑤総会の開催と決議（法第260条の13～19）

- 年1回以上の通常総会と、一定数の構成員から請求があった場合には、臨時総会を開催しなければなりません。

- ・ 総会の開催の遅くとも5日前（又は規約で定める日数）までに、会議の目的を示して周知しなければなりません。
- ・ 団体の事務は、規約で別途定めているものを除き、すべて総会の決議が必要です。
- ・ 総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決することができます。
- ・ 総会が成立するよう、定足数（※1）を満たしてください。
 ☆構成員の表決権（※2）は平等とすること。 **認可地縁団体の会員は「個人単位」となります！**
- ・ 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決する場合は、その構成員は表決権を有しません。

【補足説明】

※1 定足数とは…議事を進め議決をするのに必要な構成員の最小限の出席者数。

※2 表決権とは…議案について賛否の意思表示をなす権利。

法人化後に総会を開催する際は、定足数と表決権について、下記のとおりご注意ください

法人化前は世帯単位で活動し、世帯単位で総会を実施する自治会も多いですが、認可後は、会員（構成員）は個人単位になり、総会の定足数（総会員の2分の1以上の出席）や表決権（〇分の〇以上）の単位は構成員（個人）となります。

なお、定足数・表決権については、巻末②の規約例第21条第2項のような規定を設けることで、重要事項を除く通常事項については規約に規定を加えることで、構成員の表決権を「所属する世帯の構成員数分の一票」とすることができると考えられます。

また、定足数や議決に要する会員数の確保のためにも、総会の案内と併せて委任状を配布し、欠席する人から委任状を事前に提出してもらうことも必要です。

そのほか、書面表決による総会を開催する場合も、通常総会と同様に、告示事項を変更する際は、総会の議事録（各自治会の規約に基づいた議長及び議事録署名人の署名や押印をする）の提出が必要となります。

表決権	1人1票 重要事項のため、 各々一個の表決権を有するとする	規約に規定を加えることで、 世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の一票」とすることが可能
例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財産 ・ 規約の変更 ・ 会の解散 ・ 代表者及び監事の選任 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画、予算 ・ 事業報告、決算 など
定足数	総会員の2分の1以上	世帯数の2分の1以上
議決	総会員の4分の3以上 (代表者及び監事の選任は出席会員の過半数以上)	出席世帯の過半数以上
委任	世帯の代表のみが出席する場合は、同じ世帯の構成員の委任状が必要	世帯の代表のみが出席する場合は、同じ世帯の構成員の委任状は不要

(2) 認可地縁団体にかかる税金

認可地縁団体は、各種税関係の法令に基づき、法人として納税の義務を負います。法人税等については公益法人とみなされるため、収益事業を行う場合のみ課税対象となります。

収益事業とは、法人税法施行令第5条に規定する下記の34業種のことです。

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、貸席業、旅館業、料理飲食業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土木採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保険業、技芸・学力教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供業、労働者派遣業)

税に関する手続きの詳細についてはそれぞれ下記までお問い合わせください。

		収益事業を行わない	収益事業を行う	手続き	問合せ先
国税	登録免許税	課税（登記時にかかります）			①
	法人税 (地方法人税含む)	非課税	課税(法人所得に応じて)		②
	消費税 (地方消費税含む)	課税（原則、課税事業者該当する場合）			
	源泉所得税 (復興特別所得税含む)	課税（給与等を支給する場合）			
県税	法人県民税 (均等割)	減免措置あり	課税	設立年度の翌春（4月頃）にお知らせが届きますので、お手続きください。一度申請いただければ毎年更新されます。	③
	法人県民税 (法人税割)	—	課税(法人税額に応じて)		
	法人事業税	—	課税(法人所得に応じて)		
	不動産取得税	非収益事業用	減免措置あり（公民館施設など公共の用に供する不動産の場合）		登記後、約5か月後にお知らせが届きますので、お手続きください。
収益事業用		—	不動産を取得時のみ課税		
市税	法人市民税 (均等割)	減免措置あり	課税(減免措置無し。法人所得が赤字でも課税)	認可された年の翌春（4月頃）に案内通知が届きますので、お手続きください。一度申請いただければ毎年更新されます。新たに収益事業を開始した場合などは届出が必要です。	⑤
	法人市民税 (法人税割)	—	課税(法人所得に応じて)		
	固定資産税	非収益事業用	課税免除あり（公共のために直接占有する固定資産の場合。例：集会施設など）		
		収益事業用	—	課税（課税免除なし。法人所得が赤字でも課税）	

- ① 新潟地方法務局新発田支局 新富町1-1-20 ☎24-7101
 ② 新発田税務署 諏訪町1-12-24 ☎22-3161
 ③ 新発田地域振興局県税部(法人担当) 豊町3-3-2 ☎26-9024
 ④ 新発田地域振興局県税部(不動産担当) 同上 ☎22-5106
 ⑤ 新発田市税務課 市本庁舎3階 ☎28-9321

【問合せ先一覧】

5 各種変更に伴う手続き

- (1) 告示事項の変更
- (2) 規約の変更手続き
- (3) 印鑑登録の廃止と変更の手続き

(1) 告示事項の変更

告示事項に変更があった場合は告示事項変更届出の手続きが必要です。

この手続きによる変更の告示を受けないと、認可地縁団体の告示事項証明書に記載されている告示事項は更新されません。

【告示事項とは】

- ①自治会等の名称
- ②規約に定める目的
- ③区域
- ④主たる事務所の所在地
- ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦代理人の有無（代理人がある場合には、その氏名及び住所）
- ⑧規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨認可年月日

年度で自治会長が代わるときなど、お忘れなく。
添付の議事録には、
各自治会の規約に基づいた、議長と議事録署名人の
署名や押印が必要です。



	手続きに必要なもの	説明
1	告示事項変更届出書	届出日は「 <u>変更の年月日</u> 」の同日以降の日付となります（巻末⑩参照）。 変更の年月日は、就任日となります。
2	告示事項変更の承認を受けたことが記載された総会議事録の写し	各自治会の規約に基づいた、議長と議事録署名人の署名や押印が必要です。

(2) 規約の変更手続き

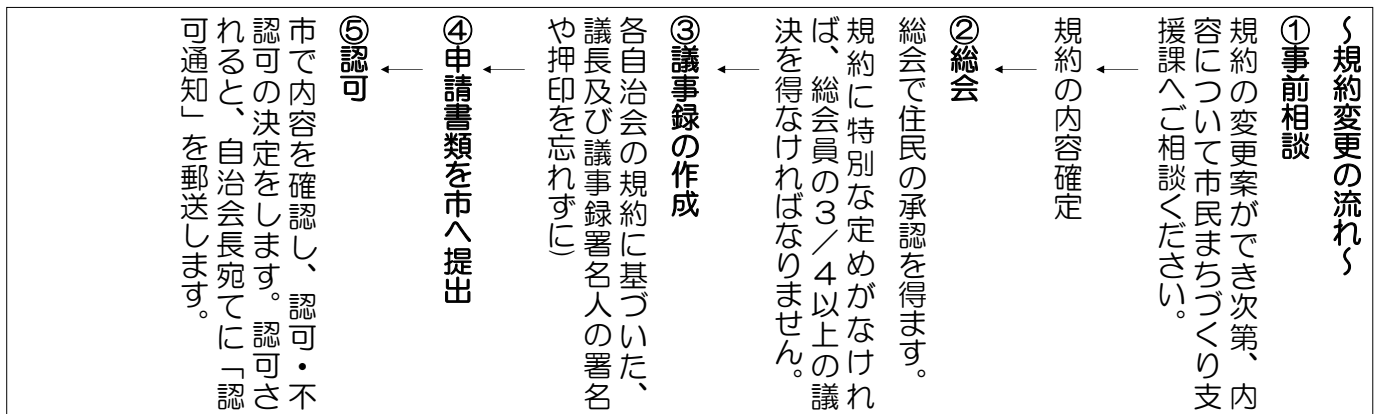
認可地縁団体の規約を変更するときは、規約に特別の定めがある場合を除いて、総会において、構成員（会員）総数の3/4以上の同意が必要です。

総会開催後、市へ規約変更認可申請を行い、認可を受けないと、規約の変更は有効になりません。



規約変更については、せっきやく総会で承認を得ても、地方自治法にそぐわないなどの理由から、認可できない場合もあります。

認可できる内容かどうか事前に確認いたしますので、総会にかける前（1か月程度前）に、市民まちづくり支援課へ変更後の規約（案）をお持ちください。



提出書類一式

手続きに必要なもの		説明
1	規約変更認可申請書	巻末⑬参照。
2	規約変更の内容及び理由を記載した書類	様式は任意。巻末⑭参照。
3	規約変更の承認を受けたことが記載された総会議事録の写し	<u>各自治会の規約に基づいた、議長及び議事録署名人の署名や押印があるもの。</u> 巻末⑮参照。
4	変更後の新しい規約	

「名称」「目的」「区域」「主たる事務所（集会場等の住所）」に変更がある場合は、14ページの告示事項変更の手続きも併せて行ってください。

(3) 印鑑登録の廃止と変更の手続き

8ページで登録した認可地縁団体の印鑑を新しく作り替えた場合など、登録していた認可地縁団体の印鑑が変更となった場合は、地縁団体の代表者本人による「印鑑登録廃止」と新しい「印鑑登録の変更手続き」が必要となります。また、印鑑登録をされている代表者が交代した場合は、市で登録内容を修正しますので、お申し出ください。

①認可地縁団体の登録印鑑の廃止を行う場合

手続きに必要なもの		説明
	代表者個人の印鑑登録証明書	代表者個人の印鑑登録カードを持参ください。 窓口にお越しいただく前に、お電話で「代表者の方の氏名・住所・生年月日」をお伝えください。
1	認可地縁団体印鑑登録廃止申請書	巻末⑫参照。
2	廃止する予定の認可地縁団体の印鑑	
3	認可地縁団体の代表者の個人の印鑑	市に印鑑登録してあるもの
4	代表者本人が確認できる身分証明書	運転免許証など写真付きのもの

②認可地縁団体の印鑑の変更を行う場合

①の廃止手続きをした後、8ページの新規登録と同様の手続きとなります。

③認可地縁団体の印鑑登録をされている代表者が交代した場合

代表者の告示事項変更手続きがお済みであれば、市で登録内容を修正します。

6 所有する不動産にかかる登記の特例制度

- (1) 特例制度とは
- (2) 手続きについて

(1) 特例制度とは

認可地縁団体が実質的に一定期間所有及び占有していた不動産で、登記名義人やその相続人のすべて（または一部）の所在が知れない場合、この手続きにより、認可地縁団体名義で所有権の移転登記ができます。

不動産の登記は対抗条件としての（所有していることを第三者に主張するための）公示制度です。制度申請による公告を受けて、異議申し出があった場合には、その解決は当事者間で行っていただくこととなり、市がその仲裁を行ったり、所有権が誰にあるのかを確定させたりするものではありません。

(2) 手続きについて

①申請要件

すべての要件を満たす必要があります。

1	当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
2	当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること
3	当該不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人すべてが当該認可地縁団体の構成員またはかつて構成員であった者であること
4	当該不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部または一部の所在が知れないこと

②事前準備

- 法務局で当該不動産等の登記事項証明書を取得して、所有者を把握し、所在が判明している所有者の方から名義変更の同意を得ておきます（同意書の作成）。
- 相続人が不明だったり、所在が不明な方を割り出します。

③総会の開催

- 規約に基づき招集された総会において、以下の議決を得ます。
 - ・特例制度による申請をすることの議決
 - ・認可地縁団体の設立時の保有（予定）資産目録に当該地の記載がない場合は、団体名義に変更しようとする（保有する予定の）資産の確定
- ※議事録を作成願います。各自治会の規約に基づいた、議長及び議事録署名人の署名や押印が必要です。

手続きに必要なもの		説明
1	所有不動産の登記移転等にかかる公告申請書	巻末⑰参照。
2	特例制度で地縁団体名義に変更しようとしている不動産の登記事項証明書	新潟地方法務局新発田支局で取得してください。
3	申請不動産に関し、地方自治法260条の38第1項に規定する申請をすることについて総会で議決してことを証する書類	総会で議決を得た総会議事録の写しを提出してください。 ※設立時の保有資産目録または保有予定資産目録に申請不動産の記載がある場合は、当該目録をもって代えることができます。
4	申請者が代表者であることを証する書類	認可地縁団体の代表者の届出が済んでいる場合は市で保管しているので提出不要。届出が済んでいない場合は14ページの手続きが必要です。
5	地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足る書類	19ページ参照

●地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる書類

証明する項目	必要な書類	
A. 認可地縁団体が不動産を所有している事実に加え、公告の申請時点とその10年以上前の時点で不動産を占有している事実	必須	当該不動産を実質的に所有又は占有している事実が記載された認可地縁団体の事業報告書
	用意 できるものすべて	<ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本（法務局で取得可能） ・旧土地台帳の写し（法務局で取得可能） ・公共料金の支払領収書（※） ・固定資産税の納税証明書（※） ・固定資産課税台帳の記載事項証明書（※） ※宛名や名義が認可地縁団体ではなく構成員名である場合は、経緯等をお尋ねする場合があります。
	上記がない場合	必須 上記資料の入手が困難である理由を記載した書類
	用意 できるものすべて	<ul style="list-style-type: none"> ・隣地の所有権の登記名義人や当該不動産の地域実情に精通した方（★）からの、当該不動産を実質的に所有・占有している旨の証言を記載した書面 ・認可地縁団体が当該不動産を実質的に所有・占有していることがわかる写真
B. 当該不動産の表題部所有者又は所有者の登記名義人全員が認可地縁団体の構成員であった（または構成員であった）こと	<ul style="list-style-type: none"> ・当該不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人全員と認可地縁団体の構成員名簿との付け合わせを行った資料（構成員名簿に記載がない方についてはその理由を付記のこと） ※当該不動産が墓地の場合は、墓地の使用者名簿も併せて提出	
C. 当該不動産の登記関係者の全員（または一部）の所在が知れないことを証明する文書	いずれか	上記資料の入手が困難な場合 <ul style="list-style-type: none"> ・入手が困難である理由を記載した書面 ・当該不動産の隣地の登記名義人や当該不動産の地域実情に精通した方（★）からの、当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人全員が認可地縁団体の構成員である（構成員であった）旨の証言を記載した書類 下記の①～③うち、少なくとも一人分のもの（所在不明者全員分は必要ありません） <ul style="list-style-type: none"> ①登記名義人が登記記録上の住所に住民票及び住民票の除票が存在しないことを証明した書類（不在住証明書。登記記録上の市町村役場で取得可能） ②登記名義人の住所に宛てた配達証明書付き郵便が不到達であった旨を証する書類（郵便局で申請） ③当該不動産の所在地についての実情に精通した方（★）からの、登記名義人の所在が不明である旨の証言を記載した書類

（★）精通した方の例：民生委員や地域の古老など。

特例制度の申請にあたって、公告期間中に異議が述べられ、手続きが中止することがないように、所在が判明している登記関係者から、事前に当該申請についての同意を得ておくことが望ましいです。



⑤手続きの流れ ※手続きに時間を要しますので、余裕をもってご相談ください。

1 事前準備

- 必要書類などについて、市民まちづくり支援課と相談
- 申請不動産の所有者を把握する（法務局で登記事項証明書を取得）
- 総会を開催し、次の事項について協議・議決のうえ、議事録を作成
 - ①特例制度の申請を行うことについて
 - ②申請不動産の所有に至った経緯等について
 - ※設立時に申請不動産を保有（予定）資産として議決していない場合に必要です。
- 所在が判明している登記関係者から特例制度を適用することについて同意を得ておく
 - 同意書の作成

2 申請

- 下記の資料を提出する
 - ①公告申請書(巻末⑰参照)
 - ②申請不動産の登記事項証明書
 - ③申請不動産の所有に至った経緯等について総会で議決したことを証する書類
 - ④申請者が代表者であることを証する書類（市に確認）
 - ⑤特例制度の申請を行うことについて総会で議決されたことを証する書類（議事録）
 - ⑥所在の分かっている登記名義人等から同意を得たことがわかる書類（同意書）
 - ⑦地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる書類（19ページ参照）

3 審査

- ↓ ●申請要件を満たしているか、提出書類により市が審査。

4 公告手続き

- ↓ ●申請要件を満たしている場合、市掲示板に公告文を張り出すほか、市HPへ掲載（公告期間は3か月以上となります）

※異議申し出がありその異議が認められた場合、認可地縁団体に書面で通知し特例手続きは中止となります。

5 証する情報の提供

- ↓ ●異議申し出がなかった場合、登記関係者の同意があったとみなし、市長は認可地縁団体に対して「公告結果を証する情報」を書面により提供します。

6 登記手続き

- 認可地縁団体は、情報提供の書面を含む必要書類を用意し、法務局にて登記手続きを行う。登記に関しては、下記の資料が必要です。詳しくは、法務局へお問い合わせください。
 - ・5で交付された情報提供書類
 - ・認可地縁団体の印鑑登録証明書および認可地縁団体の登録印鑑
 - ・認可地縁団体の告示事項証明書
 - ・固定資産評価証明書（登録免許税算出のため、市税務課で取得できます）
 - ・登録免許税
 - ・そのほか、法務局が定める書類

⑥異議申し出について

公告期間中に、「特例制度によって認可地縁団体に名義変更すること」に異議がある方は、市に異議申し出を行うことができます。

異議申し出に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため、認可地縁団体にすべて通知されます。

異議申し出があった場合には、その解決は当事者間で行うこととなり、市がその仲裁を行ったり、所有権が誰にあるのかを確定させるものではありません。

【異議申し立てが認められた場合】

- 特例手続きは中止となり、登記の特例手続きに必要な「証する情報」の提供は行われません。
- 認可地縁団体には、異議があった旨及び申請書の内容を通知します。

異議申し出ができる方は、下記のいずれかの方となります。

- 当該不動産の表題部所有者
- 所有権の登記名義人もしくはこれらの相続人
- 当該不動産の所有を有することを疎明する方

手続きに必要なもの		補足説明
1	不動産の登記移転等にかかる異議申出書	巻末⑳参照。
2	当該不動産の登記事項証明書	法務局で取得できます。異議を述べる方が登記関係者であることを確認します。
	所有権を有することを疎明するに足りる資料	当該不動産の所有を有することを疎明する方はご用意ください。
3	申し出をする方の住民票または戸籍の附票の写し	「異議申出書」に記載された氏名及び住所を確認します。

7 認可の取消、法人の解散

(1) 認可の取消

(2) 認可地縁団体の解散

(1) 認可の取消

次のいずれかの事項に該当する場合は、認可の取り消しの対象となります。

○法律に定める認可要件のいずれかを満たさなくなったとき

- ・活動が営利目的や政治目的に変更となった場合
- ・団体が相当の期間にわたって活動していない場合
- ・区域内の住民の加入を、正当な理由なく認めない場合
- ・構成員が多数脱退し、「相当数の住民」が構成員となっているとは認められなくなった場合

○不正な手段により認可を受けたとき

(2) 認可地縁団体の解散

次のいずれかの事項に該当する場合は、解散となります。

- ・規約で定めた解散事由が発生したとき
- ・破産手続き開始の決定
- ・認可の取り消し
- ・総会の決議（規約に定めない場合は、総会において構成員の4分の3以上の同意が必要です）
- ・構成員が欠乏し、相当数（新発田市では区域内の全住民のうち、8割以上）に満たなくなった場合

23ページでは、最も一般的な、「総会で解散の決議があった場合」について解説します。

【解散の流れ（総会による解散の決議がなされた場合）】

①総会による解散の決議

認可地縁団体の解散には、まず総会での解散の決議が必要になります。規約に解散決議に関する特別の定めがある場合はその数の、それ以外の場合は構成員総数の3/4以上の同意を得る必要があります。解散のための総会では、次の事項について話し合う必要があります。

- ・解散することについての意思決定
- ・清算人の確認（もしくは選任）

※基本的には、代表者が清算人となります。ただし、規約に特別に定めがある場合は、総会において別途代表者以外の者を選任する場合は、その限りではありません。

- ・残余財産の帰属先の確認（残余財産があると見込まれる場合のみ）

残余財産の帰属

解散した認可地縁団体の残余財産は、以下の通り帰属されます。

- ①規約に定めがある場合
規約で指定された者に帰属
- ②規約に定めがない場合やその指定方法に定めがない場合
総会の決議の後、市長の認可を経て、当該認可地縁団体の目的に類似する団体に帰属
- ③①、②により処分されない財産は、新発田市に帰属

②解散届出の手続き

総会での解散の議決後、解散届出の手続きを行います。

手続きに必要なもの	補足説明
①認可地縁団体の解散届出書 ②解散の承認を受けたことが記載された総会議事録の写し (議長及び議事録署名人の署名・押印があるもの)	いつまでに：決議後速やかに だれが：清算人の方 提出先：市民まちづくり支援課

この届出を受けて、市長は解散の告示を行います。この告示の手続きが終わると、清算人が記載された認可地縁団体の告示事項証明書の発行が可能となります。

告示事項変更届出書の交付手続きは14ページをご覧ください。

③解散に関する税関係の手続き

解散した認可地縁団体は、税関係の手続きを速やかに行う必要があります。手続きの詳細や必要なもの等については、それぞれ下記までお問い合わせください。

手続き先・問い合わせ先	必要な手続き	
	収益事業を行わない	収益事業を行う
新発田税務署 諏訪町1-12-24 (☎22-3161)	不要	法人解散の届出等
新発田市税務課 市本庁舎3階 (☎28-9321)	法人解散の届出	法人解散の届出
新発田地域振興局県税部	法人解散の届出	法人解散の届出

④解散の公告及び債権者への債権申出の催促

清算人は、清算人就任日から2か月以内に解散公告を行い、債権者への債権申出の催促を行わなければなりません。なお、公告の方法は官報への掲載によって行うことが義務付けられています。法定公告のため、官報の掲載文面は決まっています。掲載依頼や掲載料などの詳細は、下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】新潟県官報販売所

(住所：新潟市東区卸新町1丁目2059-8、☎025-271-2188)

この官報による公告は、たとえ債権者がいないと推察される場合であっても、団体が把握できていない債権者がいる可能性もあるため、必ず行わなければなりません。また、既に把握している債権者がいる場合は、この官報による公告とは別に、個別に債権者に対して催促しなければなりません。これは地方自治法による法定手続きで、省略できません。これらを怠ると、50万円以下の過料に処せられる場合があります。

⑤団体閉鎖（清算）の手続き

解散から団体の閉鎖までは清算期間と呼ばれ、少なくとも1回目の解散の公告（官報掲載）から2か月以上が必要です。この2か月間は債権申出期間を兼ねており、地方自治法で決まっています。なお、解散しても清算の目的の範囲内において、その清算手続きが終了するまでは、認可地縁団体は存在するものとしてみなされます。

清算人は、この期間中に団体が行っていた現務の決了、債権の取り立てと債務の弁済、残余財産の引き渡しを行い、最終年度の決算書を作成します。

清算期間満了後、上記の作業が完了したら、再度総会を開催して、以下の内容について承認を得ます。

- ・決算書をもとに「団体の財産が最終的にどうなったのか」「負債はどうなったのか」を報告し、承認を得ます。
- ・清算の終了の決議（これを清算結了とといいます）を受けます。

※なお、清算の手続きについては、団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により行うこととなっています。不明な点がある場合は、地方裁判所にお問い合わせください。

【問い合わせ先】新潟地方裁判所 新発田支部（住所：新発田市中央町4-3-27、☎24-0121）

⑥清算結了届出の手続き

総会での清算結了の議決後、その届け出の手続きを行います。

手続きに必要なもの	補足説明
①認可地縁団体清算結了届出書 ②清算結了の承認を受けたことが記載された総会議事録の写し（議長及び議事録署名人の署名・押印があるもの）	いつまでに：決議後速やかに だれが：清算人の方 提出先：市民まちづくり支援課

これを受けて、市長が清算結了の告示を行うことで、認可地縁団体の解散が完了します。

8 Q & A

Q1. 不動産等を保有していなくても、地縁による団体として認可の対象となりますか。

- A. 地方自治法第260条の2第1項に規定されている認可の目的は、「地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにするため」となっており、不動産などを保有する目的がない団体であっても認可の対象になります。

Q2. 認可の目的が「地域的な共同活動を円滑に行うため」と改められましたが、これにより法人格を得る団体として、どのような目的を持った団体を想定していますか。また、今後認可地縁団体となるメリットはありますか。

- A. 法人格を取得する目的として、①継続した活動基盤の確立、②法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、③法律上の責任の所在の明確化、④個人財産と法人財産との混同防止、⑤対外的信用の獲得等が考えられます。

従来、認可の目的が不動産の保有に限定されていることにより、不動産を保有しない団体がリサイクル品の集団回収や防犯灯のLED化等の業者との契約や銀行口座を団体名義で行うことを断念した事例などがあり、こうした団体に法人化の道が開かれることとなります。

Q3. 子どもや赤ちゃんも加入しなければいけないのでしょうか。

- A. 加入はあくまでも本人（法定代理人＝親権者）の意思です。地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は（年齢、性別、国籍等を問わず）構成員となることができ、すべての住民が構成員でなければ認可されないということではなく、新発田市では8割以上の住民が構成員となっていれば認可されます。従って、住民はすべて名簿に記載しなければならないというものではありませんが、構成員に含むのであれば年齢にかかわらず名簿に記載していただく必要があります。なお、総会などにおける未成年者・幼児の表決権の行使については、民法の第5条の規定により、法定代理人（通常は親権者）の同意を得て行われることとなります。

Q4. 個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で一票とすることはできませんか。

- A. 認可地縁団体の構成員は、個人としてとらえることとなっており、世帯でとらえることはできませんので、会員は各々一個の表決権を有することとなります。

なお、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも地域的にも是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員分の一票」とする旨を規約に定めることは可能であると解されます。詳しくは、12ページ及び巻末②をご覧ください。

Q5. 構成員に法人を含めることはできますか。

- A. 地域社会における近隣関係の中心は、活動の主体である人と人のつながりにあるものであり、法人は地域社会にとっては二次的な参加者に過ぎないと考えられるため、構成員になることはできません。しかし、団体に対し様々な支援を行う関係から「賛助会員」として位置付け、その活動に参加することは可能であると考えられます。

Q6. 地縁による団体の保有資産の一部に、神社の祠や墓地がありますが、このような宗教色彩の強い財産を保有していても認可の対象となりますか。

- A. 地縁による団体はいわゆる公共団体ではなく、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であり、宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上の規定（第20条第3項、第89条）との関係が生じることはありません。また、地方自治法においても特別の規定が設けられていないことから、神社の祠や墓地は地縁団体の保有資産として認可の対象となります。

Q7. 地区内に一つのまとまりがなく、二つの自治会があるような場合、それぞれを地縁による団体として認可されることはありますか。

- A. 自治会は、町又は字の区域等に住所を有する個人により構成され、良好な地域社会の維持及び形成に資する活動を行っていることから、各地域に一つ存在するのが通常であると考えられます。しかし、一定の地域に自治会が混在していて区域が区分されていない場合、あるいは地域は一つにまとまっていないケース等については、区域としてまとまり、目的に沿った活動がなされているかどうかなど、地域の実情を見守りながら判断されることとなります。

Q8. 認可を受けた地縁による団体が、その区域を構成する住民の意見の対立により二つの団体に分裂した場合、許可は取り消されることとなるのでしょうか。

- A. 認可地縁団体が分裂した場合、一般的には地方自治法第260条の2第2項の要件を欠くことになると考えられますので、市町村長は同条第14項の規定に基づいて認可を取り消すこととなります。なお、分裂した後の自治会が、その区域を見直したうえで改めて認可を申請すれば、市長は地方自治法第260条の2第2項に定める必要な条件を満たしているかを検討することとなります。

Q9. 新型コロナウイルス感染拡大を受けて、総会の開催方法について悩んでいます。どのような開催方法がありますか。

- A. 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならないとされていますが（法第260条の13）、総会に出席しない構成員は、（規約に記載がない場合も）書面で、又は代理人によって表決することが可能とされています（法第260条の18第2項）。なお、総会に出席せず、書面で、又は代理人によって表決をする構成員が相当数見込まれる状況において、実際に集まらずとも、出席者が一堂に会するのと同様に、相互に議論できる環境であれば、WEB会議、テレビ会議、電話会議などにより総会を開催することも可能と解されます。また、規約により役員会を設置している場合にも、同様の環境であれば、WEB会議、テレビ会議、電話会議などにより役員会を開催することが可能と解されます。

Q10. 書面表決による総会を開催したいのですが、どのように対応したらよいでしょうか。

A. 様々な方法が考えられますが、主な事例を紹介します。

事前に議案書を各世帯に配布又は回覧し、書面表決の用紙を各世帯に配布します（告示事項の変更を伴う場合は、世帯主だけでなく構成員である家族の署名欄も記載してください）。回収後、役員等で開票・集計を行います。出席者が一堂に会するのと同様に、議事録の作成が必要です。議事録に記載する日付等は、皆さんで開票・集計を行った日とし、議長及び議事録署名人は、この日にいらっしゃる方に任命してください。

※書面表決の様式の例は巻末⑳～㉑を参考にしてください。

Q11. 令和3年9月1日施行の地方自治法第260条の18第3項に規定される電磁的方法による表決にはどんなものがありますか。

A. 具体的には、電子メールなどによる送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法等があります。

電磁的方法により会員の表決を認めるには、認可地縁団体の規約の改正又は総会の決議が必要となります。規約を改正する場合は、市へ規約変更認可申請書の提出が必要となります。

※詳しくは、巻末資料②の規約例をご確認ください。

Q12. 令和3年の地方自治法及び地方自治法施行規則の改正により各様式の押印の見直しがされましたが、議事録の押印も不要となりますか。

A. 署名又は記名押印とすることができます。ただし、従来の方法と変更する場合は認可地縁団体の規約改正が必要となります。規約を改正する場合は、市へ規約変更の手続きが必要となります。

巻末資料

記入用紙は、市ホームページに掲載しているほか市民まちづくり支援課窓口でお渡ししています。
ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

主な使用のタイミング		各様式の記入例
設立時		①認可申請書（記入例） ②規約（例） ③設立総会議事録（記入例） ④入会申込書（例） ⑤構成員名簿（例） ⑥事業報告（例） ⑦事業計画（例） ⑧予算書・決算書（例） ⑨承諾書（例）
認可後 及び 必要なとき		⑩認可地縁団体印鑑登録（廃止）申請書（記入例） ⑪認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（記入例） ⑫認可地縁団体証明書交付申請書（記入例）
変更があるとき	規約の変更	⑬規約変更認可申請書（記入例） ⑭規約変更の内容及び理由（例） ⑮総会議事録（例）
	告示事項の変更	⑮総会議事録（例）（規約変更に伴う告示変更の場合は、 上記と併せて一部で可） ⑯告示事項変更届出書（記入例）
不動産の登記移転時		⑰所有不動産の登記移転等にかかる公告申請書（記入例） ⑱不動産の登記移転等にかかる異議申出書（記入例） ⑲同意書の例（不動産の登記の移転等）
その他		⑳書面表決案内（例） ㉑書面表決書（例） ㉒委任状（例）
解散時		㉓解散届出書（記入例） ㉔清算終了届出書（記入例）

認可地縁団体の手引き

令和5年3月発行

【作成・問い合わせ先】

新発田市市民まちづくり支援課

新発田市中央町3-3-3本庁舎6階 / ☎0254-28-9640